



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

知事ごあいさつ

最近の消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行や、グローバル化・高度情報化の進展等により大きく変化してきております。

これに伴い、県消費生活センターへの相談状況も変化しており、ここ数年、相談全体に占める高齢者の割合が高い水準で推移しているほか、インターネットの匿名性を利用した架空請求に関する相談や特定の世代をターゲットに巧妙に契約をもちかける利殖商法等のトラブルに関する相談が増加するなど、その内容も複雑化・多様化してきております。

このため、県では、消費者である県民の皆様が安全に安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費生活の相談体制の充実や、福島県消費者教育推進計画に基づく消費者教育の推進、なりすまし詐欺防止啓発など、様々な取組を行っております。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故後の取組として、放射能物質検査機器を配備し、県民の皆様が身近なところで自家消費野菜等の検査ができる環境を整えるとともに、食と放射能に関する説明会やシンポジウムを開催しているところであります。

さらに、首都圏等の消費者を本県に招いて、生産・流通現場における本県の取組を紹介する首都圏等消費者交流事業や、本県の農林水産の関係者の皆さん自らが講師となって県外に出向いて放射性物質低減の取組や検査の状況等を説明・紹介する「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業等を通じて、風評の払拭に資する取組も展開しているところであります。

今後とも引き続き、消費者行政の充実・強化に努めてまいります。

福島県知事 内堀 雅雄

～なりすまし詐欺被害の認知状況～

平成29年のなりすまし詐欺被害の認知状況は、被害件数が103件、被害総額は1億9,869万円でした。有料サイト利用名目等による、電子ギフト券・コンビニ決済被害が増加しています。『不審な請求メール』や『電子ギフト券での支払い』は詐欺だと疑って下さい。

(単位：件、万円)

	平成29年		平成28年		比較増減	
	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額
なりすまし詐欺	103	19,869	101	30,831	2	-10,962
オレオレ詐欺	36	7,908	35	11,136	1	-3,228
架空請求詐欺	51	10,270	28	14,239	23	-3,969
その他(※)	16	1,691	38	5,456	-22	-3,765

※「その他」は、還付金等詐欺、融資保証金詐欺、金融商品等取引、ギャンブル必勝情報提供等 ※福島県警察本部生活安全企画課発表



新生活の契約トラブルQ & A



●賃貸アパート契約●

Q 就職先が決まり、一人暮らしをしようと、賃貸アパートを探しています。アパートに入居する際には、どのような点に気をつければよいでしょうか。

A 物件状況を確認するために必ず下見をするようにしましょう。重要事項の説明を早め
に受け、重要事項説明書は必ずよく読んで内容を確認してください。契約を解除する
ときや退去時に問題が発生した場合は原則として契約書の記載内容に基づいて解決す
るようになります。契約を交わす前に契約書をよく読み、十分に理解した上で、契約す
るようしましょう。

●新聞の契約●

Q 新聞の勧誘員が来て契約を勧められました。金銭的余裕がないため断っていましたが
強引に勧誘され続け、2日前に仕方なく契約してしまいました。解約したいのですが、
どうしたらよいでしょうか。

A 訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリン
グ・オフができます。契約する際は、契約書の内容（購読期間や開始日など）を十分に
確認し、契約書面は必ず受け取り、保管しておきましょう。



●スマートフォンの返品●

Q 携帯電話ショップで店員に勧められたスマートフォンを購入しました。
帰宅後、操作してみたのですが、使い勝手が悪かったので返品したいです。クーリン
グ・オフはできますか。

A クーリング・オフの対象とはなりませんが、契約書面に「確認措置」の記載があり、
電波のつながり具合や事業者の説明等が不十分な場合には、消費者からの一定期間内の
申し出により契約解除ができます。ただし、今回のように『使い勝手が悪い』という理
由では契約解除できませんので注意が必要です。

●インターネット回線の勧誘●

Q 電気通信会社の代理店を名乗る業者から、電話でインターネット回線の勧誘を受けま
した。契約する場合はどのような点に注意すればよいでしょうか。

A 訪問、電話、チラシ等での勧誘によるトラブルが発生しています。申込手続きや契約
を急がされる、なんとなく疑問が残るといった場合はその場で契約しないようにしましよ
う。疑問点は納得できるまで確認し、本当に必要なサービスかよく検討することが大切
です。

困ったときは県消費生活センターへ ☎024-521-0999

【相談受付時間】 月～金曜日 午前9時～午後6時30分 (来所による相談は午後5時まで)
第4日曜日 午前9時～午後4時30分 (電話相談のみ)

利殖商法の二次被害にご注意を！

過去に未公開株や社債など、投資によって経済的損失を被っている人に対し、『当時の被害を取り戻します』と勧誘する手口が発生しています。



ポイント

- 実際には被害額を回復できる可能性は考えられません。
- 被害にあわれた方の名簿などが何らかの形で悪質業者へ流出し、それをもとに勧誘していると思われます。二次被害にあうおそれがありますので、安易に請求に応じないようにしましょう。
- 公的機関を思わせる名称や、消費生活センターをかたるケースもあります。

「当時の被害を回復する」という勧誘はあやしいと疑ってかかり、信用しないようにしましょう。

美容医療ってクーリング・オフできる？



特定商取引法に美容医療のルールが追加されました

要件

- 提供期間：1か月を超えるもの
- 金額：5万円を超えるもの
- 内容：脱毛、脂肪の減少などで、規則で定められた方法によるもの

- 要件に当てはまる場合、
契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフができるようになりました。
- クーリング・オフ期間経過後の場合、下記の解約料を支払い中途解約ができます。
役務提供開始前→ 契約の締結及び履行のために通常要する費用（2万円）
役務提供開始後→ 提供された役務の対価と、解除によって通常生ずる損害額の合算額（5万円または契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額）

ポイント

- ★ 施術の内容や中途解約時の精算方法については、契約時に書面で必ず確認しましょう。
- ★ 美容医療を受ける場合には情報収集をした上で、医師から十分な説明を受け、施術の必要性やリスクを確かめてから契約することが大切です。

自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。
県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。


県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397
〒960-8043 福島市中町8-2 (自治会館1階)

電話予約制

※受付時間 月曜～金曜 9:00～12:00
13:00～17:00

～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

福島県 自家消費野菜 放射能検査

検索 

野生の山菜等については、基準値を超える放射性物質が検出される場合がありますので、必ず放射能検査を実施し、安全を確認してから食べましょう。

消費生活無料法律相談・生活再建等相談

借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、

【弁護士・司法書士による法律相談】

【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的実施しています。
相談の日時や方法など、詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

県消費生活センター	024-521-0999
県中地方振興局	024-935-1295
県南地方振興局	0248-23-1548
会津地方振興局	0242-29-5295



出前講座のご案内

出前講座を随時実施しています。無料で講師を派遣しますので、ぜひご利用ください!

●福島県消費生活センター

【テーマ】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブルなど
【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
【講師】県消費生活センター消費生活相談員など
【申込先】県消費生活センター（消費生活課） 電話 024-521-7736
(最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。)

●福島県金融広報委員会

【テーマ】金融、生活設計、金銭教育、消費者問題など
【派遣先】各種学習会、大学等
【講師】金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士など）
【申込先】福島県金融広報委員会（事務局：日本銀行福島支店総務課）
電話 024-521-6355

